

生徒とのメール・SNS等の使用に係る校内規則

新潟県立糸魚川白嶺高等学校

1 携帯電話での通話について

- (1) 生徒へ連絡を行う場合は、生徒宅の固定電話か、保護者の携帯電話に行い、原則として生徒の携帯電話にはかけない。
- (2) 生徒からの連絡は、教職員個人の携帯電話ではなく、学校の電話に連絡するよう指導する。
- (3) 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

2 メール・SNS等でのやりとりについて

- (1) 教職員と生徒の間でメール・SNS等を使用する場合は、教育活動（部活動・行事指導等）で、関係生徒全員に関わる場合に限ることとし、原則として個人的な指導や私的なやりとりは行わない。
- (2) 教育活動で全員に関わる場合は、その趣旨を保護者に十分説明し、保護者から誤解を受けないように努める。また、その内容については複数の教職員がチェックできるように情報の共有化と透明化に努める。

3 その他

上記の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。

(附則) この校内ルールは、令和3年10月28日より実施する。